

地上デジタル放送のコンテンツ保護に関する規定整備について

- 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年情報通信審議会諮問第8号）のうち「デジタル・コンテンツの流通の促進」（平成21年7月10日第6次中間答申）において、デジタル放送におけるコピー制御のルールの担保手段（エンフォースメント）の改善のための「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」（以下、「新方式」という）の早期導入について提案が行われ、情報通信審議会情報通信政策部会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において導入の進め方等の検討が行われているところである。
- 新方式による運用開始にあたり、コンテンツ保護のためのスクランブルを解くための鍵情報を、従来の受信機向けとは別に送るため、新方式の鍵情報の伝送制御信号の記述子として、アクセス制御記述子を追加する。

